

所属長章等の着装要領の制定について

平成18年7月26日  
例規（装）第41号

警察本部長

〔沿革〕 平成21年8月例規（警）第36号 平成22年3月例規（警）第12号  
平成23年3月例規（警）第9号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、所属長章等の制定について（昭和49年例規（装）第33号）は、廃止する。

別添

所属長章等の着装要領

1 趣旨

この要領は、警察官の服制に関する規則施行細則（昭和52年本部訓令第9号。以下「施行細則」という。）第30条の規定に基づく所属長章等の着装に関し、施行細則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 着装対象者

所属長章等の着装対象者は、下表のとおりとする。

区分	着装対象者
本部長章	本部長
部長章	部長
所属長章	千葉県警察部長、参事官、所属長、広報官、人事企画官、監察官及び理事官
幹部交番所長章	幹部交番所長

3 着装位置

所属長章等は、施行細則第30条の規定により、右胸ポケット縫目の線中央部からおおむね5ミリメートルのところ、所属長章等の下端中央部が位置するよう取り付けるとする。

なお、所属長章等を着装した場合における警察勲功章、警察功労章、警察功績章及び公傷記章（以下「警察勲功章等」という。）の着装位置は、制服（夏服を除く。）の場合は上衣第1と第2のボタンの中間左側に、夏服の場合は上衣第3と第4のボタンの中間左側に、警察勲功章等の左端がポケットの右端におおむね接するよう取り付けるとする。

4 貸与等

(1) 貸与

本部長は、所属長章等の着装対象者に、所属長章等を貸与するものとする。

(2) 返納

所属長章等の貸与を受けた者は、人事異動、退職等により、貸与された所属長章等の装着対象外となった場合には、総務部装備課長（以下「装備課長」という。）を経由して、本部長に速やかに所属長章等を返納するものとする。

5 事故報告

所属長章等の貸与を受けた者は、所属長章等をき損又は紛失等の事故が発生した場合には、装備課長を経由して速やかに本部長に報告するものとする。